

貨物軽自動車運送事業運賃料金表

2025年6月15日制定
グループ旅行運送

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額とし、以下の表に示した額とする。

(1) 基礎運賃

3時間以内かつ40km以内の利用時の基礎運賃を10,000円[税別]とする。

(2) 時間制運賃

3時間を超える場合、1時間を増すごとに2,000円[税別]を加算する。

※1時間未満は1時間単位に切り上げる

(3) キロ制運賃

40kmを超える場合、10kmを増すごとに1,000円[税別]を加算する。

※10km未満は10km単位に切り上げる

(単位：円[税別])

	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間	～8時間	9時間～
～40km	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	1Hごと +2,000
～50km	11,000	13,000	15,000	17,000	19,000	21,000	1Hごと +2,000
～60km	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	1Hごと +2,000
～70km	13,000	15,000	17,000	19,000	21,000	23,000	1Hごと +2,000
～80km	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	1Hごと +2,000
～90km	15,000	17,000	19,000	21,000	23,000	25,000	1Hごと +2,000
100km～	10kmごと +1,000						

3. 諸料金

諸料金は、以下に示した額とする。

(1) 待機時間料金

最初の15分までは無料とし、待機時間が15分を超えるごとに500円[税別]の料金を收受する。

(2) 荷扱料金

貨物の積込または取卸が発生する場合、15分までごとに500円[税別]の料金を收受する。

(3) 附帯業務料金

荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ちおよび縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他付帯業務が発生する場合、15分までごとに500円[税別]の料金を收受する。

(4) 留置料金

貨物の積込または取卸を前日または後日に行う場合、1日あたり5,000円[税別]の料金を收受する。

(5) 地区割増料金

貨物の積込または取卸がA地区（東京都特別区および大阪市）となる場合は1,000円[税別]、B地区（上記を除く政令指定都市）となる場合は500円[税別]の料金を收受する。

(6) 運送に要した実費

運送に要した有料道路代金、フェリー等の使用料、駐車場代金、長距離運送時の宿泊代などは、実費を運送終了後に收受する。

4. 割増運賃

割増運賃は、以下に示した額とする。

(1) 積荷の品目による割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類など	10%以上
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇物取締法に定める品目	取扱を行わない
	火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの	取扱を行わない
特殊物件	引越荷物、生きた動物鮮魚介類	20%以上
	汚わい品	40%以上
	貴重品、高価品等（貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物）	50%以上

(2) 積荷の大きさ・重さによる割増

項目	内容	割増率
大きさ	荷台からはみ出して積載することを余儀なくされる荷物を含む場合	取扱を行わない
重さ	1個の重さが50kg以上の荷物を含む場合	20%以上
	1個の重さが100kg以上の荷物を含む場合	取扱を行わない

(3) 時間帯による割増

項目	内容	割増率
早朝深夜	22:00～翌5:00の積込・配達となる場合	25%
休日	日曜日・祝日の積込・配達となる場合	25%

5. 違約料（キャンセル料）

顧客の都合により契約を解除する際の違約料は、以下に示した額とする。

(1) 積荷の品目による割増

契約解除の時期	違約料率
積込日の 14 日前から 8 日前まで	原契約金額の 20%
積込日の 7 日前から積込予定時刻の 24 時間前まで	原契約金額の 30%
積込日の 24 時間前から積込予定時刻まで	原契約金額の 50%
積込予定時刻以降	原契約金額の 100%

6. 運賃料金適用方法

- (1) 運賃料金は、使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算する。
- (2) 運賃は、本料金表の金額（以下「基準運賃」）の上下それぞれ 10% の範囲内で計算する。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10% の範囲内で計算する。
- (4) 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100 円単位に切り捨てるものとする。
- (5) 運送距離は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が 2 途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算する。
- (6) 2 種類以上の割増率または割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算する。
- (7) 3 ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して 30% 以内の割引率を適用することがある。
- (8) 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ 50% 以内の割引率を適用することがある。
- (9) 荷送人または荷受人の依頼により貨物の積込みまたは取卸しを受けた場合には積込料または取卸料を收受する。
- (10) 車両が貨物の発地または着地に到着後、荷送人または荷受人の責により待機した時間（荷送人または荷受人が貨物の積込みもしくは取卸しまたは附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を收受する。ただし、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとする。
- (11) 走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとする。
- (12) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当時者の取り決め又は慣習によるものとする。
- (13) 消費税および地方消費税については、運賃料金総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する。

7. 特別区間の運賃

1. ~ 6. の上記の定めによらず、以下の区間における運賃は以下の表のとおりとする。

※消費税・運送に要する有料道路代等の実費を含む。単位：円

関西空港	伊丹空港	新大阪駅 ・大阪駅	大阪市内 ・堺市内	京都市内 ・神戸市内	
24,000					愛知県内
19,000	10,000				東京都内
19,000	10,000	10,000			神奈川県内
29,000	20,000	20,000	20,000		千葉県内
		50,000			埼玉県内
		80,000(※)			広島県内
		80,000(※)			
		90,000(※)			
		90,000(※)			
		60,000(※)			

(※) 当日配送となる場合は、+10,000 円となります。